

砂 川 市 訓 令 第 2 0 号

令和 7年 4月 1日

砂川市子ども家庭センター運営要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市子ども家庭センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定に基づき、妊娠期から子育て期にわたる世帯を対象に、母子保健及び児童福祉の連携及び協働を深め、子育てに困難を抱える家庭等に対する、切れ目のない支援を提供する組織体制の構築を目的とした、砂川市子ども家庭センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する妊産婦並びに児童（満18歳に満たない者をいう。）及びその保護者並びにそれらの家族とする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、対象者に該当しなくなった者についても、事業の対象とすることができる。

(業務内容)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項に掲げる業務
- (2) 母子保健法第22条第1項に掲げる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(職員の配置)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) 統括支援員
- (3) その他必要な職員

(関係機関等との連携)

第5条 センターは、関係機関、関係団体等との連携を密にし、業務を円滑かつ効果的に行うよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (砂川市子育て世代包括支援センター事業実施要綱の廃止)
- 2 砂川市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（令和 3 年訓令第24号）は、廃止する。